

水戸市安全なまちづくり基本計画 (第3次)

水 戸 市

はじめに



私たちの暮らす水戸市が、犯罪のない、安全・安心に生活できるまちであることは、全ての市民の願いです。

本市においては、平成16年4月に「水戸市安全なまちづくり条例」を施行し、安全なまちづくりに対する基本理念を定めるとともに、条例に基づく「水戸市安全なまちづくり基本計画」を策定し、犯罪の状況や課題に対応しながら、施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりました。

本市における犯罪認知件数については、最多を記録した平成13年と比較すると約5分の1まで減少しており、一定の成果を上げているところであります。しかしながら、令和4年には増加に転じております。SNS上における犯罪被害や特殊詐欺など、複雑化、巧妙化した新たな犯罪形態が増加し、犯罪認知件数の減少に向けた対策が求められております。

さらに、町内会・自治会の加入率の低下やライフスタイルの変化等に伴う地域のつながりの希薄化をはじめ、地域防犯の担い手である防犯ボランティアの高齢化や減少も課題となっております。

このような中、犯罪被害の未然防止や市民が安全かつ快適に生活できる地域社会の実現のため、「水戸市安全なまちづくり基本計画（第3次）」を策定しました。本計画では、目指す姿を「みんなでつくる 安全・安心を感じられるまち・みと」と決めました。この実現に向けましては、市民の皆様をはじめ、町内会・自治会や小・中学校、防犯ボランティア団体、事業者、警察、行政等が相互に連携を図りながら、防犯活動をより一層強化していく必要がありますので、皆様の一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴重な御意見をいただきました市民の皆様や関係機関、団体の皆様をはじめ、本計画の策定に当たり御尽力をいただきました水戸市安全なまちづくり推進委員の皆様に深く感謝を申し上げます。

2024年（令和6年）12月

水戸市長 高 橋 靖

目 次

第 1 章 計画策定の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第 2 章 犯罪の現状と課題について

- 1 国・県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 国の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 水戸市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 前計画のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 施策の成果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 安全なまちづくりモデル地区について・・・・・・ 12
- 4 現状と前計画を踏まえた課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 市民協働による犯罪の抑止施策と防犯教育の充実・・・・ 13
 - (2) 発生件数の多い犯罪への対策・・・・・・・・・・ 13
 - (3) 防犯ボランティア団体への支援・・・・・・・・・・ 14
 - (4) 再犯防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (5) 防犯設備の増設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (6) 空き家等対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第 3 章 計画の基本的方向

- 1 目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 目標水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第 4 章 施策の展開について

【重点的な取組】

- 安全なまちづくりモデル地区の活動を踏まえた全市への展開・・・・・・ 18
 - (1) 進行手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (2) モデル地区の今後の対応・・・・・・・・・・ 19
- 【1 こどもや高齢者等の安全確保】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1) 防犯教育等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

(2) 防犯上配慮を要する者の安全対策の強化, 犯罪被害者の支援	20
(3) 学校等における安全管理の推進	21
【2 防犯力の高い地域・社会づくり】	22
(1) 地域における防犯対策の強化	22
(2) 防犯意識の醸成	23
(3) 自主防犯活動の推進	24
(4) 再犯防止に向けた取組の強化	24
【3 犯罪を未然に防ぐ環境づくり】	25
(1) 防犯設備の充実	25
(2) 犯罪が起きにくい環境づくり	25
(3) 環境に配慮したまちの形成	26

第5章 計画の推進体制と進行管理について

1 安全なまちづくり推進体制	27
2 庁内推進体制	27
3 年次報告, 進行管理	28

付属資料

- ・ 用語集
- ・ 水戸市安全なまちづくり条例
- ・ 水戸市安全なまちづくり推進委員会委員名簿
- ・ 主な経過

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

国においては、2021(令和3)年中の全国の犯罪認知件数※が戦後最大時(平成14年)の5分の1まで減少するなど、これまでの取組に一定の評価を示しています。一方、社会情勢や我が国を取り巻く情勢の目まぐるしい変化に対し、様々な治安課題に取り組むため、2022(令和4)年に「世界一安全な日本」創造戦略2022」を策定し、犯罪対策を推進しています。

本市においては、犯罪のない社会の実現に向け、2004(平成16)年に水戸市安全なまちづくり条例を施行し、地域、事業者、行政等が連携した防犯活動を推進してきました。これらの活動により、市内の犯罪認知件数も減少傾向を示すなど、一定の成果を上げています。しかし、サイバー犯罪やニセ電話詐欺(特殊詐欺)等の被害が発生するなど、犯罪の巧妙化・複雑化が見られており、市民が安全・安心を感じられる地域社会の実現のためには、引き続き防犯活動に取り組んでいく必要があります。

また、これまでの安全なまちづくりモデル地区における取組や自主防犯活動団体のパトロール等が、窃盗犯等の減少に効果をもたらしていると考えられるため、その成果を市全体に展開し、更なる防犯対策を推進することが重要です。

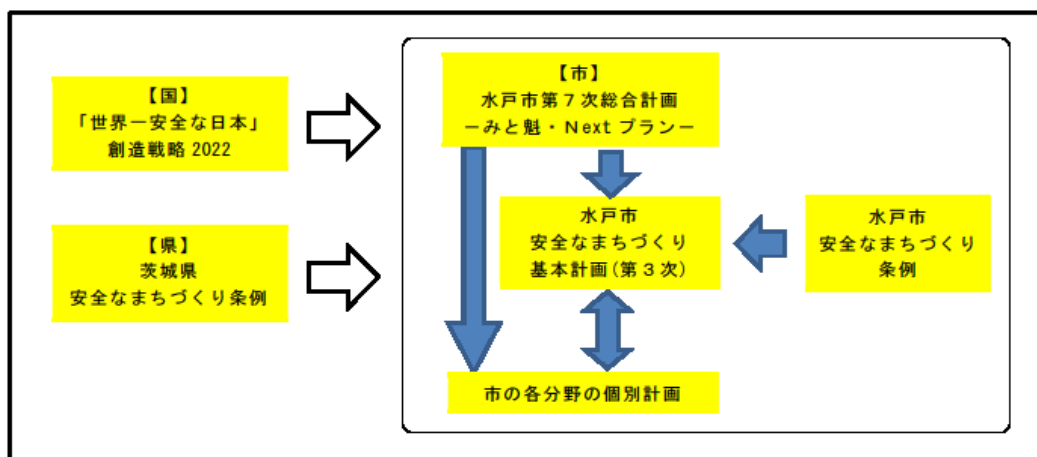
本計画は、個人及び地域の継続的な防犯意識の高揚とともに、再犯防止や防犯設備の拡充など、現状に合わせた見直しを行い、国、県の方針やSDGsの理念を踏まえるとともに、水戸市第7次総合計画ーみと魁・Nextプランーや市の各分野の個別計画との整合性を図りながら、更なる安全・安心なまちづくりに向けて策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、県民が安全に暮らすことのできる社会の実現を目的として策定された茨城県安全なまちづくり条例及び水戸市安全なまちづくり条例等の内容を踏まえ、水戸市第7次総合計画ーみと魁・Nextプランーで定めた将来都市像「こども育むくらし楽しむみらいに躍動する^{さきがけ} 魁のまち・水戸」の実現を目指し、今後の本市の安全なまちづくりに関する施策を推進するための指針となるものです。

※犯罪認知件数とは、「刑法」(暴力行為等ノ処罰ニ関スル法律など一部の法律を含む)に規定された犯罪(交通事故によるものを除く)で、警察において被害届等を受理した件数。道路交通法やその他の法律に規定された罪は含まない。

【参考図】水戸市安全なまちづくり基本計画（第3次）の位置付け



計画とSDGsとの関連性



3 計画の期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や、国及び県における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行うものとします。

第2章 犯罪の現状と課題について

1 国・県の現状

(1) 国の現状

国においては、2002（平成14）年に犯罪認知件数が戦後最多となったことを踏まえ、2003（平成15）年9月以降、「世界一安全な国、日本」の復活を目指して「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定され、2008（平成20）年には「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」、さらに2013（平成25）年には「世界一安全な日本」創造戦略」を策定し、治安改善に努めてきました。

その結果、2021（令和3）年には、犯罪認知件数が戦後最多を記録した2002（平成14）年の約5分の1に減少したほか、2022（令和4）年の世論調査では、8割を超える国民が、「現在の日本は治安が良く、安全で安心して暮らせる国だ」と回答しており、これまでの治安対策が一定の成果を上げました。

他方で、人口構成の変化やデジタル化の進展等により、SNSを悪用したこども等をターゲットとした性犯罪や高齢者を中心とするニセ電話詐欺等の新たな被害形態が出現するなど、必ずしも安全や安心を享受できていない状況にあります。

こうした認識の下、国民の治安に対する更なる信頼感を醸成し、日本を世界一安全で安心な国とすべく、「世界一安全な日本」創造戦略2022」を策定し、以下の7つの課題に取り組むこととしました。

「世界一安全な日本」創造戦略2022の7つの戦略

- ① デジタル社会に対応した世界最高水準の安全なサイバー空間の確保
- ② 国内外の情勢に応じたテロ対策、カウンターインテリジェンス※機能の強化等の推進
- ③ 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進
- ④ 組織的・常習的に行われる悪質な犯罪への対応
- ⑤ 子供・女性・高齢者等全ての人が安心して暮らすことのできる社会環境の実現
- ⑥ 外国人との共生社会の実現に向けた取組の推進
- ⑦ 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

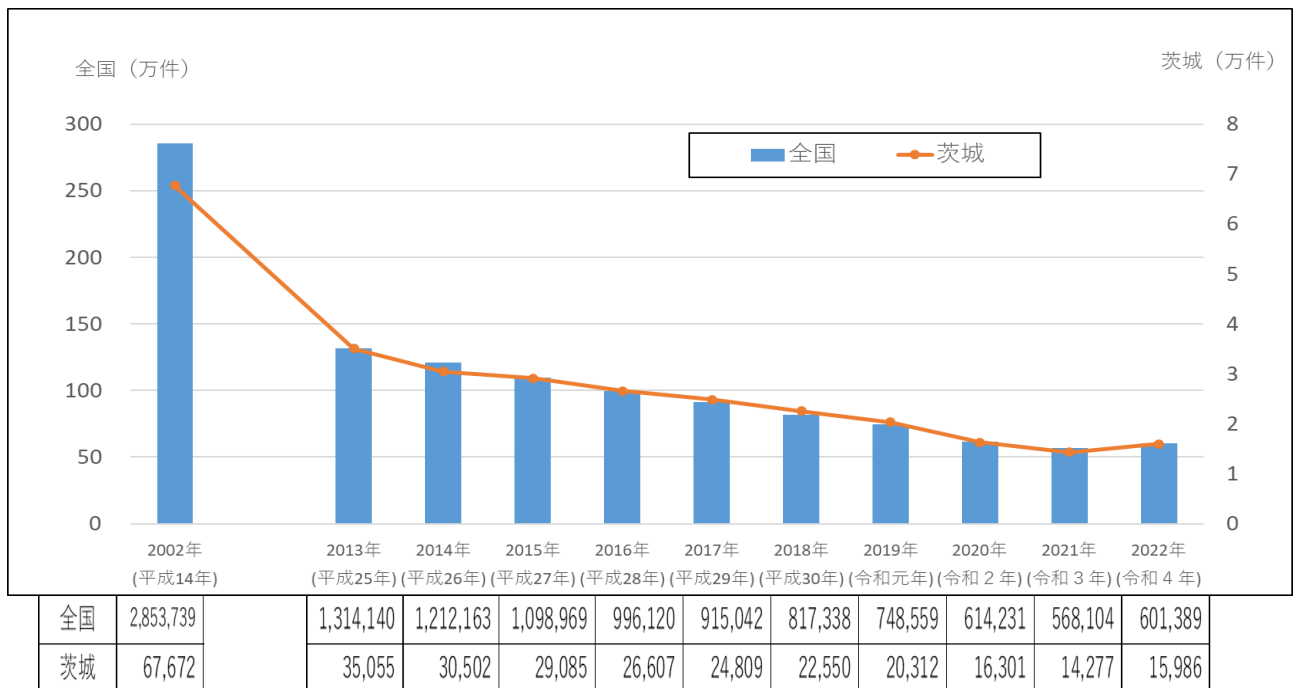
※カウンターインテリジェンスとは、情報セキュリティに関する用語で、外部からの諜報活動に対抗して、機密情報が外部に漏出するのを阻止する活動のこと。

(2) 県の現状

県においては、国の行動計画を受けて、安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項や犯罪の防止のための必要な規制を定めた「茨城県安全なまちづくり条例」を2003（平成15）年に制定し、安全な社会の実現に向けた取組を推進しています。

また、茨城県警察では、これまでの「ひばりくん防犯メール」に加え、令和5年3月から新たに防犯アプリ「いばらきポリス」の運用を開始し、リアルタイムに情報を提供することで、防犯に関する意識啓発を行っており、相談窓口の充実や組織体制の強化等に取り組んだ結果、茨城県内の2022（令和4）年の犯罪認知件数は1万5,986件と、戦後最多の6万7,672件を記録した2002（平成14）年の4分の1に減少しています。

図1 全国及び茨城県の犯罪認知件数の推移



（出典：茨城県警察本部）

犯罪認知件数については、全国、県ともに2002（平成14）年をピークに減少傾向にあり、特に、新型コロナウイルスの拡大により、2020（令和2）年及び2021（令和3）年は大きく減少しましたが、社会活動が再開した2022（令和4）年には、増加に転じています。

その内訳を見ると、窃盗犯の割合が8割弱を占めている状況にあることから、県では、自動車盗の対策として、2017（平成29）年に茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例（通称：ヤード条例）を制定し、盗難自動車の解体や保管先としてヤードが利用されにくい環境を構築しました。

表 1 茨城県の犯罪認知件数の内訳

区分	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
総数	35,056	30,504	29,088	26,610	24,809	22,550	20,312	16,301	14,277	15,986
内訳	凶悪犯	147	130	143	114	97	128	112	105	126
	粗暴犯	1,259	1,548	1,775	1,671	1,667	1,514	1,274	1,032	1,312
	窃盗犯	27,624	23,424	22,251	20,238	18,876	17,081	15,756	12,191	11,642
	知能犯	897	952	923	935	897	752	655	546	715
	風俗犯	196	199	165	171	154	167	115	146	125
	その他	4,933	4,251	3,831	3,481	3,118	2,908	2,400	2,281	2,066

(出典：茨城県警察本部)

茨城県安全なまちづくり条例の概要

- 県、事業者及び県民の責務
- 児童及び生徒に対する安全教育の充実及び健全育成
- 学校、児童福祉施設、通学路等における生徒等の安全の確保
- 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及
- 深夜物品販売等業者に係る犯罪の防止
- 犯罪の防止に配慮した自動車等の普及
- 犯罪の防止のための必要な規制等
 - ・ ピッキング等に使用される器具の有償譲渡及び使用方法の教授を禁止
 - ・ 自動車の窃取目的等で、自動車の合いかぎ、かね尺等の機器の携帯、又は原動機を始動させるために使用される機器（通称：イモビカッター等）の製造、所持及び譲渡を禁止

県内では、犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、2022(令和4)年には、依然として県民の約3割が、体感治安が「悪くなっている」、または「やや悪くなっている」と感じています。

表 2 体感治安に関する意識

治安が「悪くなっている」、「やや悪くなってる」と感じる割合 (単位：%)

2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
36.2	36.5	29.8	31.3	33.2	22.5	20.9	32.1

(出典：県政世論調査・ネットリサーチ、茨城県)

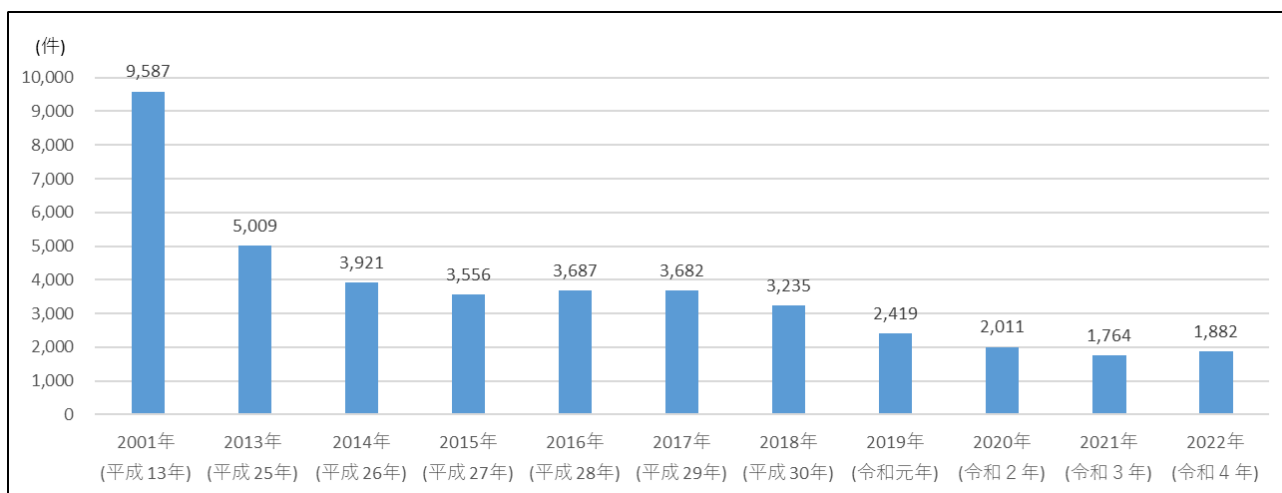
2 水戸市の現状

本市においては、2004(平成16)年4月に水戸市安全なまちづくり条例を施行し、地域の安全に対する基本理念を定めました。また、この条例に基づき、2005(平成17)年度に水戸市安全なまちづくり基本計画を策定し、さらに、2015(平成27)年度から2023(令和5)年度までを期間とする水戸市安全なまちづくり基本計画(第2次)を策定することで、「協働による先導的な防犯対策の全市展開により、安全・安心を感じられるまち・水戸」を目標に、安全なまちづくり推進に向けて、「防犯力の高い地域社会づくり」「防犯意識の高い人づくり」「犯罪が起きにくいまちづくり」という三つの視点に立って、各種施策を推進してきました。

これらの取組により、自主防犯活動や防犯設備の充実とともに連携体制の強化が図られ、2022(令和4)年中の水戸警察署管内(水戸市、大洗町、茨城町)における犯罪認知件数は1,882件と、戦後最多の9,587件を記録した2001(平成13)年の約5分の1に減少しています。

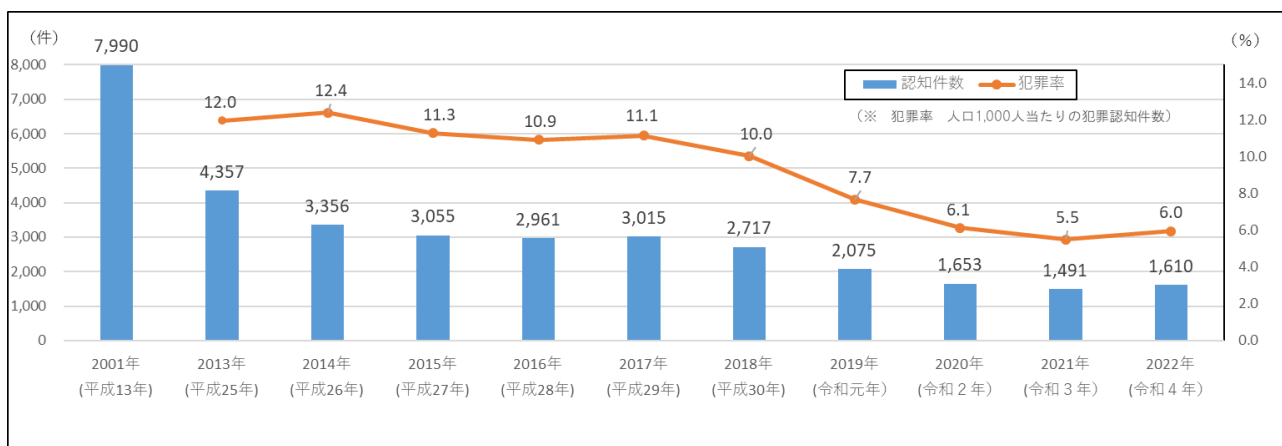
また、2022(令和4)年の本市の犯罪認知件数は1,610件、犯罪率(人口千人当たりの犯罪認知件数)は6.0%であり、2013(平成25)年と比較して半減しました。

図3 水戸警察署管内(水戸市・大洗町・茨城町)の犯罪認知件数



(出典：茨城県警察本部)

図4 水戸市における犯罪認知件数・犯罪率



(出典：茨城県警察本部)

2022(令和4)年中の水戸警察署管内の犯罪認知件数について、罪種別で見ると、窃盗犯の認知は1,365件と、10年前の2013(平成25)年と比べて約7割減少しているものの、犯罪認知件数全体に占める割合は約7割と、依然としてその比率は高くなっています。

表3 水戸警察署管内(水戸市・大洗町・茨城町)の罪種別犯罪認知件数

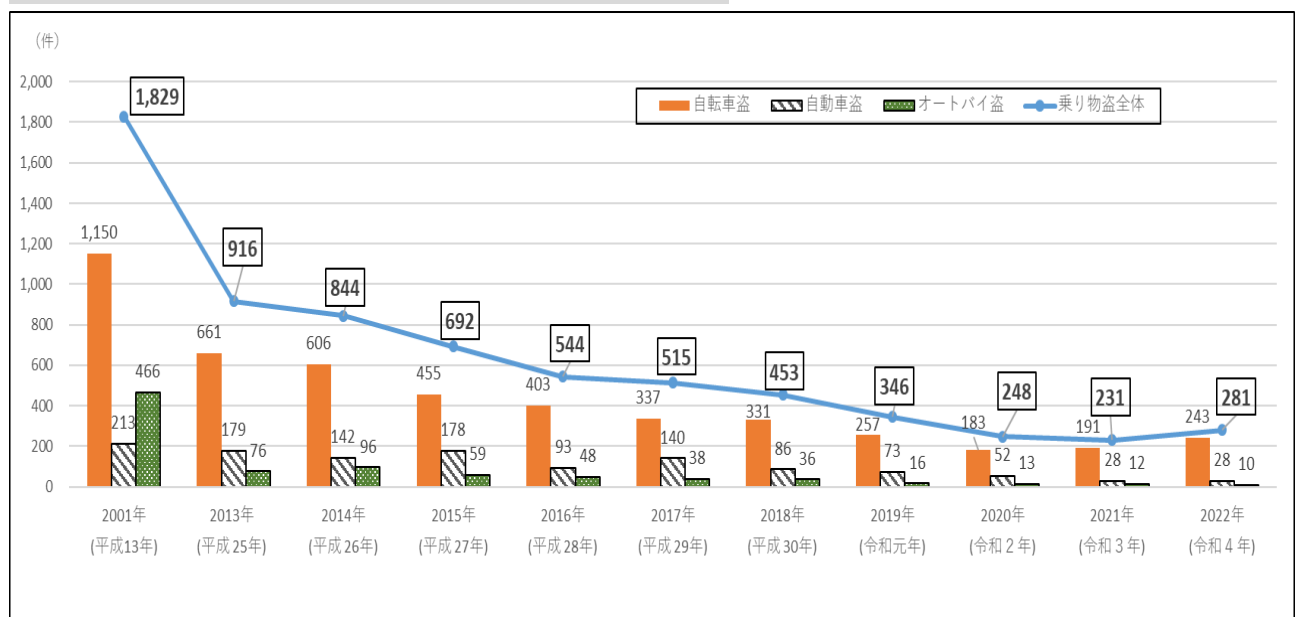
区分	2001年 (平成13年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
総数	9,587	5,009	3,921	3,556	3,687	3,682	3,235	2,419	2,011	1,764	1,882
内訳											
凶悪犯	57	15	15	18	19	16	19	18	13	9	16
粗暴犯	365	148	205	226	238	202	189	104	88	110	131
窃盗犯	8,113	4,108	3,023	2,673	2,811	2,899	2,495	1,916	1,561	1,314	1,365
知能犯	113	99	101	119	120	116	89	82	72	86	73
風俗犯	51	13	19	25	50	33	30	8	21	8	22
その他	888	626	558	495	449	416	413	291	256	237	275

(出典：茨城県警察本部)

水戸市においては、窃盗犯の中でも、市民の身近で発生する乗り物盗が281件発生しており、全体の約2割を占めています。また、住宅侵入窃盗は89件発生しています。

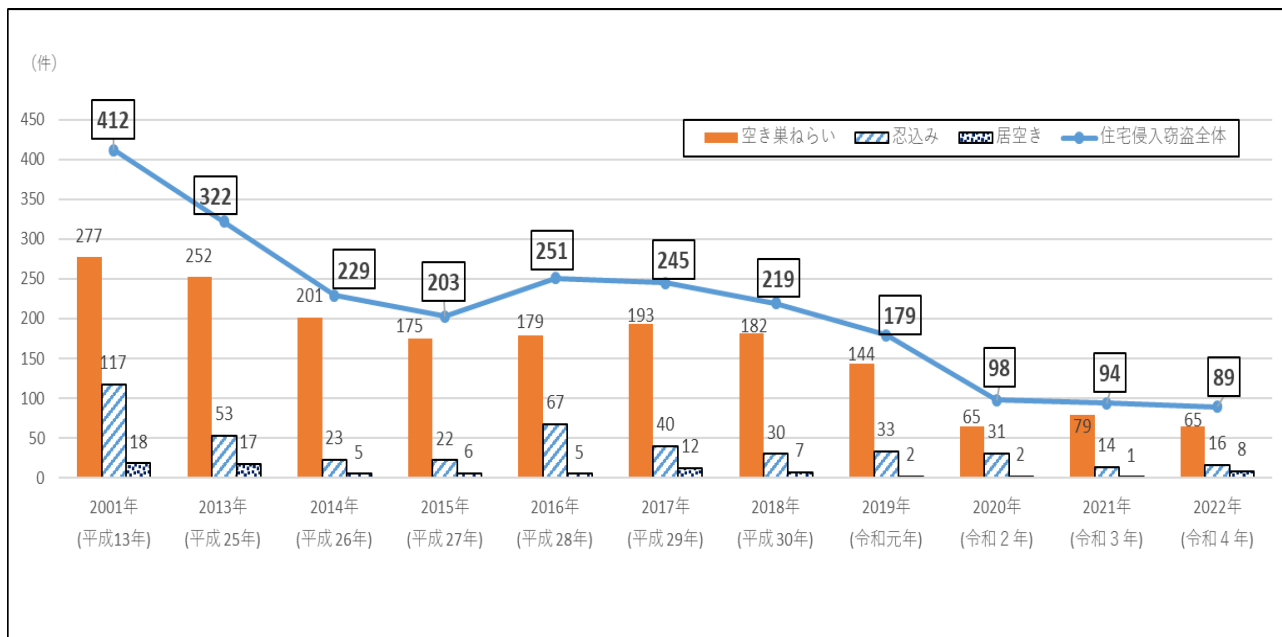
乗り物盗の中では、自転車盗が243件と、全体の約9割を占め、住宅侵入窃盗の中では、空き巣ねらいが65件と、全体の約7割を占めています。

図5 水戸市における乗り物盗認知件数の推移



(出典：茨城県警察本部)

図6 水戸市における住宅侵入窃盗件数の推移

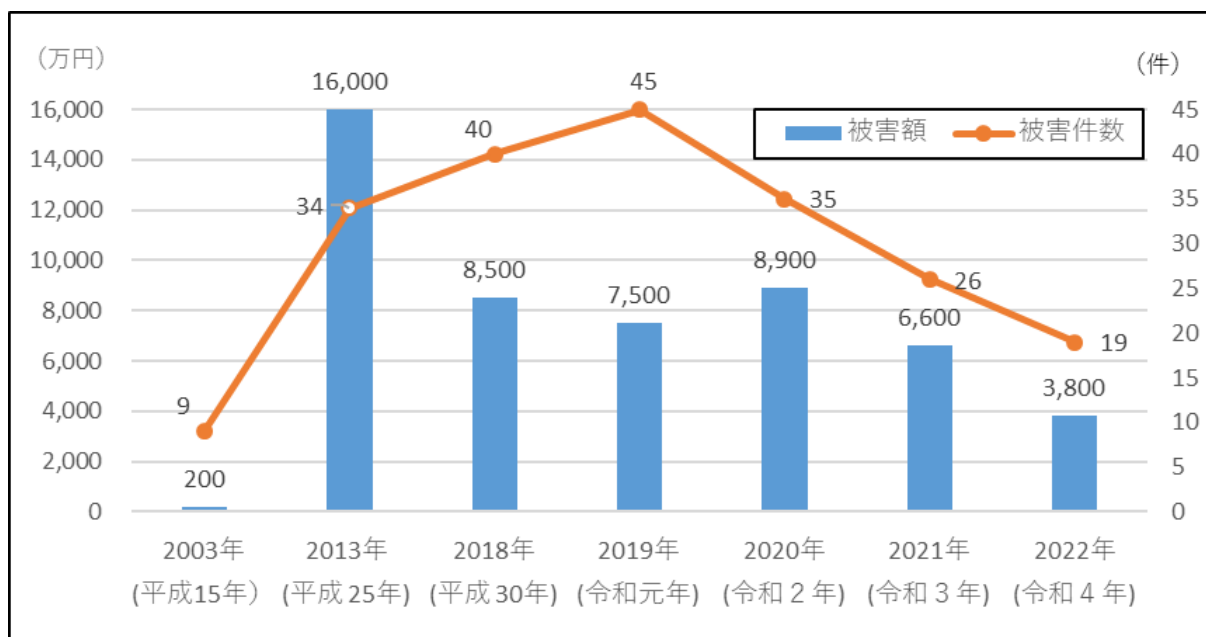


(出典：茨城県警察本部)

また、水戸警察署管内におけるニセ電話詐欺（特殊詐欺）の認知件数は、2019（令和元）年の45件をピークに減少しており、2022（令和4）年は19件でした。

一方で、被害額は、2013（平成25）年の約1億6,000万円をピークに減少傾向にあり、2022（令和4）年は約3,800万円でした。

図7 水戸警察署管内(水戸市・大洗町・茨城町)におけるニセ電話詐欺などの認知件数及び被害額

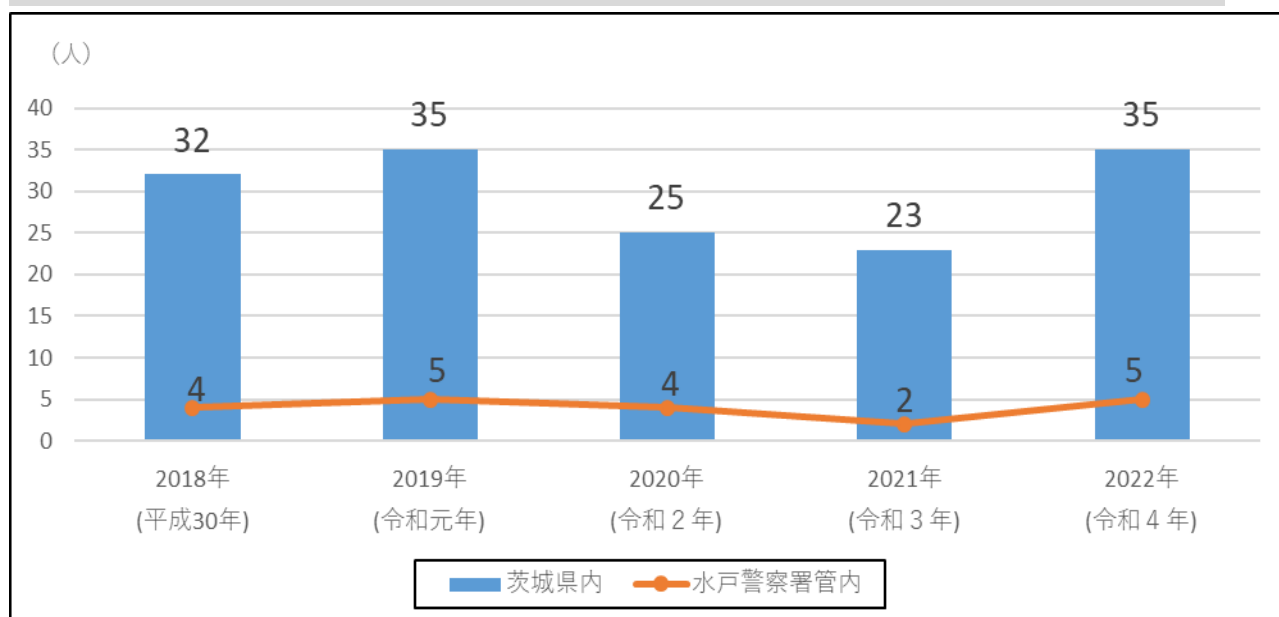


(出典：茨城県警察本部)

2022（令和4）年中のSNSに起因する少年の犯罪被害認知件数は、茨城県内では35人で、2019（令和元）年と並んで過去最高の認知件数となりました。

水戸警察署管内においては、5人の被害を認知しており、水戸警察署によると、SNSの普及やスマートフォン利用の低年齢化に伴い、性被害をはじめとするSNSによる犯罪被害の低年齢化も進行しているとのことです。

図8 県内及び水戸警察署管内におけるSNSに起因する少年の犯罪被害認知件数



(出典:茨城県警察本部)

2022（令和４）年中の水戸市内の交番・駐在所別犯罪認知件数は、水戸駅南口交番、酒門交番、内原交番、末広町交番、赤塚駅前交番管内の順に多く発生しており、乗り物盗や侵入窃盗のほか、車上ねらい等も発生しています。

表４ 令和４年水戸市内の交番・駐在所別犯罪認知状況

犯罪認知件数		街頭犯罪・侵入犯罪の内訳					
順位	水戸市合計	主な街頭犯罪				主な侵入犯罪	
	1,610	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
1	水戸駅南口交番	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
	215	45	6	2	2	22	6
2	酒門交番	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
	154	12	8	4	1	20	3
3	内原交番	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
	152	8	9	1	4	33	2
4	末広町交番	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
	146	59	6	0	2	15	3
5	赤塚駅前交番	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
	145	25	6	2	4	16	2
6	県庁前交番	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
	122	12	6	6	2	16	2
7	見川交番	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
	121	7	1	10	2	33	3
8	水戸駅北口交番	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
	117	19	2	2	0	11	1
9	石川町交番	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
	114	19	10	3	1	19	1
10	千波町交番	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
	86	17	1	1	1	12	1
11	大工町交番	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
	85	15	4	1	1	7	1
12	東台交番	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
	66	4	8	4	4	16	3
13	大串駐在所	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
	43	1	7	4	1	3	0
14	双葉台駐在所	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
	27	0	3	1	2	12	0
15	国井駐在所	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
	12	0	0	0	1	1	0
16	飯富駐在所	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	自動車盗	侵入窃盗	住居侵入
	5	0	0	0	0	2	0

（出典：茨城県警察本部）

3 前計画のまとめ

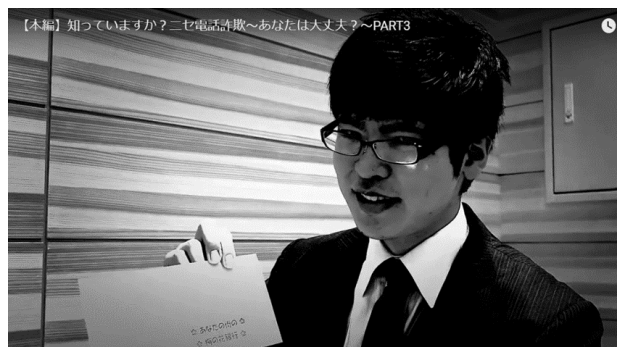
(1) 施策の成果について

前計画においては、市民が安全かつ快適に生活することができる地域社会の形成に向け、「防犯力の高い地域社会づくり」「防犯意識の高い人づくり」「犯罪が起きにくいまちづくり」という三つの視点に基づき、各種施策等を推進してきました。

具体的施策として、防犯活動への支援、市広報紙やSNSを活用した情報提供の充実、啓発動画の作成等の各種広報活動を推進しました。その結果、市民の防犯活動の機運が高まったことにより、防犯ボランティアの高齢化等で防犯ボランティア団体数が7団体減少したものの、青色パトロール委嘱団体数と防犯灯の設置基数はいずれも増加しています。



保育園での「いかのおすし※」ダンス



ニセ電話詐欺防止のための啓発動画(自主制作)

※「いかのおすし」とは、警視庁が考案したこどもが犯罪に巻き込まれないための合言葉。
知らない人についていかない、のらない、おおごえでさけぶ、すぐにげる、しらせるの頭文字。

表5 水戸市における防犯ボランティア団体数などの推移

項目	2013(平成25)年度	⇒	2022(令和4)年度
防犯ボランティア団体数	63		56
青色パトロール委嘱団体数	19		25
防犯灯の設置基数	16,639		19,038

※防犯灯の設置基数は、市から自治会等へ補助金を支出している基数。(水戸市調べ)

防犯カメラについては、2011(平成23)年度に水戸駅南口ペデストリアンデッキへの4基の設置を皮切りに、2022(令和4)年度現在では、犯罪多発地域を中心に65基を設置しており、市民の体感治安の向上と犯罪抑止に貢献しています。

表6 水戸市が設置した街頭防犯カメラ設置箇所一覧(令和4年度現在)

駅周辺	台数	交差点・繁華街	台数	学校周辺	台数	公園・その他	台数
水戸駅周辺	12	主要交差点	12	茨城大学周辺	5	東町運動公園	3
赤塚駅周辺	8			水戸一高・ 水戸三高周辺	5	市立競技場	3
内原駅周辺	2	大工町繁華街	10			その他	5
小計	22	小計	22	小計	10	小計	11
合計							65

(水戸市調べ)

(2) 安全なまちづくりモデル地区について

安全なまちづくりモデル地区（以下「モデル地区」）においては、他の模範となるよう、地域の独自性を尊重しながら、各種施策の相互の連携を図るとともに、計画に基づく三つの視点に立って総合的に施策を推進することとしています。

2011(平成 23)年に水戸駅南口周辺地区をモデル地区に指定して以降、2017(平成 29)年には酒門地区、2020（令和 2）年には見川地区をモデル地区に指定し、水戸警察署と連携した防犯パトロールや防犯指導等を推進しました。特に、青少年の健全育成として「少年の非行防止」、防犯活動として「犯罪抑止」を組み合わせ、各種防犯活動にも取り組んできました。

各モデル地区における犯罪認知件数の推移を見ますと、全ての地区において、モデル地区としての活動の後は減少傾向で推移しています。居住地域がモデル地区に指定されることにより、警察との連携はもとより、住民自らが犯罪発生の現状に危機感を持ち、「自分のまちは自分で守る」との自助の精神を持つことで、2017（平成 29）年には、当時犯罪が多発していた水戸駅南口地域において防犯協会の分会（水戸駅南口分会）が誕生するなど、地域における防犯ボランティア活動が活発化したことも、犯罪認知件数減少の一因であると考えられます。

特に、水戸駅南口交番管内では、2013（平成 25）年には 507 件認知していた犯罪が、2022（令和 4）年には 215 件となり、約半数に減少させることができました。

表 7 水戸市内の交番における犯罪認知件数の推移

交番名	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和 2 年)	2021年 (令和 3 年)	2022年 (令和 4 年)
水戸駅南口交番	507	475	332	377	300	342	229	188	205	215
酒門交番	354	255	273	247	253	192	173	172	142	154
内原交番	287	264	264	203	237	220	173	192	141	152
末広町交番	676	244	256	278	224	210	200	112	119	146
赤塚駅前交番	283	274	248	237	248	286	220	130	133	145
県庁前交番	357	328	324	298	288	210	200	127	122	122
見川交番	450	328	338	256	312	295	207	145	136	121
水戸駅北口交番	259	209	162	156	176	186	117	107	91	117
石川町交番	297	227	187	197	243	213	140	112	104	114
千波町交番	249	237	225	253	225	178	123	96	89	86
大工町交番	220	183	152	157	134	151	107	96	62	85
東台交番	196	175	127	121	146	90	69	73	66	66

…安全なまちづくりモデル地区指定時期

(出典：茨城県警察本部)

(注) 2013(平成 25)年に末広町交番の犯罪認知件数が多いのは、同年に検挙した被疑者が、多数の認知されていない余罪窃盗事件を自供したため、増加したものです。

4 現状と前計画を踏まえた課題

(1) 市民協働による犯罪の抑止施策と防犯教育の充実

犯罪認知件数は減少しているものの、真に市民が安全・安心を感じられる地域社会を形成していくため、こどもの健全育成や高齢者等の犯罪被害防止のための重点的な取組を進めていく必要があります。

具体的には、地域や関係機関等との協働による防犯パトロール等の充実を図るとともに、犯罪被害の現状についてSNS等を通じた情報発信を積極的に行い、こどもや高齢者等が各種被害に遭わないための防犯教育の充実を図ります。

(2) 発生件数の多い犯罪への対策

① 自転車盗難

自転車盗難の発生件数が依然として多い状況にあることから、駐輪時の鍵かけ（ツーロック）の徹底や駐輪場設備の充実等により放置自転車を減少させる対策が必要となっています。

② 空き巣被害

住宅侵入窃盗の中でも空き巣の発生件数が多い状況にあることから、外出時の鍵かけの徹底や、窓への補助鍵の設置、防犯フィルムの貼付等の防犯対策を教示するとともに、住宅周辺の防犯パトロールを実施することにより、被害を未然に防止する対策が必要となっています。

③ SNSによる犯罪被害

インターネット環境の整備やスマートフォンの爆発的な普及、さらには、各種SNSの登場によるコミュニケーション手段の多様化により、SNS上における犯罪被害、とりわけこどもが誘拐や性犯罪等の被害に遭うケースが増加しており、被害の更なる低年齢化も懸念されていることから、精神的に未熟なこどもたちのSNSをはじめとしたインターネット上での犯罪被害防止に向けた情報教育の充実が必要となっています。

④ ニセ電話詐欺

ニセ電話詐欺の発生件数・被害額とも減少傾向にあるものの、従来からのオレオレ詐欺や還付金詐欺をはじめ、近年は、インターネットを悪用した投資詐欺や災害義援金を装った募金詐欺の発生など、手口が多様化しています。このような状況から、あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動や高齢者等に対する講話・研修会の開催など、詐欺被害を未然に防ぐ対策が必要となっています。

(3) 防犯ボランティア団体の育成と支援

地域住民で構成された防犯ボランティア団体においては、構成する会員の高齢化による後継者不足や価値観の多様化による地域住民との連携の希薄化等の課題があります。

活動の内容は、団体が置かれた地域ごとに様々であることから、各団体が円滑に活動できるよう、防犯ボランティア活動に積極的に参加する機運の醸成や各団体の実情に応じた支援が必要です。

(4) 再犯防止対策

過去に罪を犯した人や非行に陥った少年の立ち直りと社会復帰に向け、保護司や学校、警察等の関係機関と連携した指導と支援の強化が必要です。

特に保護司については、高齢化の進行に加え、社会意識やライフスタイルの変化に伴い、これまでどおりの活動が難しくなっているほか、新たな人材の確保が課題となっています。

(5) 防犯設備の増設

街頭への防犯灯の設置や高輝度なLED化、防犯カメラの設置は、犯罪の未然防止や体感治安の向上に大きな効果を発揮します。

このことから、街頭での犯罪を更に抑止していくためには、防犯灯の設置や更新をより一層促進するほか、警察や地域住民等の意見も踏まえ、犯罪多発箇所への防犯カメラの増設を進めていく必要があります。

(6) 空き家等対策

近年、空き家が適切に管理されていないことで、防犯や防災、景観の面で地域住民の生活環境に影響を及ぼすことが懸念されるなど、全国的に空き家問題が深刻化しています。

空き家における空き巣や窃盗等の犯罪を未然に防止することで、体感治安の向上も期待できることから、所有者による管理意識の醸成をはじめとした、空き家等の「発生抑制」「流通・利活用」「適正管理」に関する施策を展開し、安心して暮らせる住環境づくりを進める必要があります。

1 目指す姿

本市は、前計画において、防犯力の高い地域社会づくり、防犯意識の高い人づくり、犯罪が起きにくいまちづくりを掲げ、犯罪による被害を未然に防止し、市民が安全かつ快適に生活することができる地域社会の形成を目指し、安全なまちづくりモデル地区での重点活動をはじめとする防犯対策を総合的に推進してきました。

その結果、本市の犯罪認知件数は、戦後最多となった2001（平成13）年の7,990件の5分の1に、2013（平成25）年の3分の1に減少していますが、県による治安に関する意識調査によると、依然として約3割の県民は「治安は悪くなっている。やや悪くなっている。」と感じています。

時代の変化により出現する新たな形態の犯罪とともに、本市の犯罪認知件数の約7割を占める窃盗犯等を減少させるためには、町内会・自治会や小・中学校、防犯ボランティア団体、警察等の関係機関との協働による取組の充実を図る必要があります。そのため、本市独自の取組である安全なまちづくりモデル地区における活動をはじめとする各種施策を継続し、安全・安心を感じられるまちを目指します。

みんなでつくる

安全・安心を感じられるまち・水戸

2 基本方針

犯罪の現状や前計画を踏まえた課題に対応するため、本計画の基本方針を次のとおり定めます。

○基本方針1「こどもや高齢者等の安全確保」

SNSを悪用した誘拐やニセ電話詐欺等の新たな犯罪形態の出現により、こどもや高齢者等を対象とした犯罪の未然防止に向け、地域や関係機関などが一体となって取り組んでいく必要があります。

このことから、警察と連携したSNS利用に関する教室やニセ電話詐欺に関する教室、青少年相談員による街頭補導等の防犯教育の充実を図るとともに、不審者や通学路での安全対策など、学校におけるこどもの安全管理を推進します。

さらに、安心・安全見守り隊の拡充、こどもや女性、高齢者、犯罪被害者等の防犯上配慮を必要とする者への対策を強化するなど、こどもや高齢者等の安全確保を進めます。

○基本方針 2 「防犯力の高い地域・社会づくり」

本市では、犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、防犯ボランティアの高齢化など、これまで地域で培ってきた高い防犯力の継承と人材育成が課題となっています。

このため、地域における防犯意識の醸成や防犯組織の育成・支援など、地域、事業者、行政等が一体となった施策を推進し、特に、青色防犯パトロール、地域における挨拶・声掛けの励行、ながらパトロールの促進など、関係機関と連携した取組を強化します。

また、薬物乱用防止に向けた広報啓発活動の推進など、再犯防止に向けた取り組みを強化することで、防犯力の高い地域・社会づくりを進めます。

○基本方針 3 「犯罪を未然に防ぐ環境づくり」

犯罪を未然に防ぐためには、防犯設備の整備や管理不十分な空き家・空き地、さらには公園等の公共施設を適切に管理するなど、犯罪が起きにくい環境づくりが必要です。

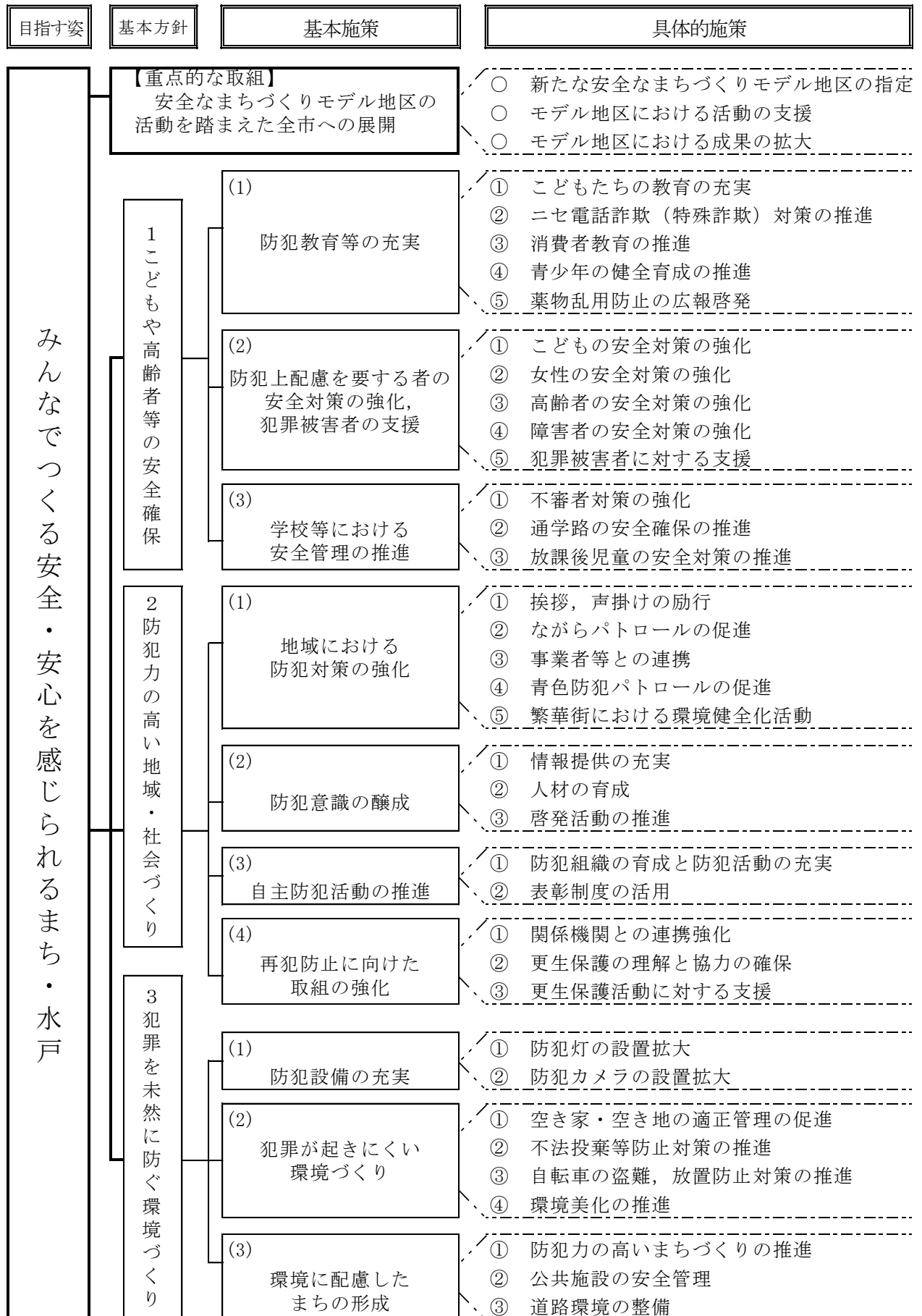
したがって、防犯灯や防犯設備の拡充、防犯力の高い住宅・建築物、公共施設の整備等の推進とともに、管理不十分な空き家・空き地対策の強化など、犯罪を未然に防ぐ環境づくりを進めます。

3 目標水準

犯罪認知件数について、過去の犯罪減少率等を踏まえ、地域の防犯団体の強化や協働による防犯対策を推進することで、毎年約 2 パーセントの減少を継続し、2022（令和 4）年の 1,610 件から、2028（令和 10）年には 1,430 件まで減少することを目指します。

指標	現況	目標
	2022(令和 4)年	2028(令和 10)年
犯罪認知件数（年間）	1,610 件	1,430 件

4 施策の体系



【重点的な取組】

安全なまちづくりモデル地区の活動を踏まえた全市への展開

本市の犯罪認知件数の約7割を占める窃盗犯等の一層の減少に向けては、町内会・自治会や小・中学校、防犯ボランティア団体、警察等の関係機関との協働による取組の拡充を図っていく必要があります。

そのため、本市独自の重点的な取組として、他の地区の模範となり、防犯対策を協働で行う地区を「安全なまちづくりモデル地区」に指定し、新たな施策や先導的な防犯活動を実施するとともに、その成果の全市的な展開を図り、犯罪認知件数の減少を目指します。

○ 新たな安全なまちづくりモデル地区の指定

新たに指定するモデル地区は、安全なまちづくりに地区全体で取り組み、「他の地区の模範となる地区」及び「施策を重点的に推進する地区」として、先導的な施策を取り込みながら、試験的に実施できる地区とします。

これらの施策を実施する地区を早期に選定し、新たなモデル地区として指定します。

○ モデル地区における活動の支援

モデル地区において、地域に存在する町内会・自治会等の住民組織、小・中学校、防犯ボランティア団体、交番等が相互に連携したネットワークの確立に努めるとともに、地区の具体的課題について、犯罪の未然防止に向けた様々な活動を支援し、協働による取組を推進します。

○ モデル地区における成果の拡大

水戸駅南口周辺地区の成果や新たに指定する地区の成果等を講習や研修会などを通して広く周知することで、各地区の取組、さらには全市的な取組へと拡大を図ります。

重点的な取組を推進するに当たっての進行手順、モデル地区の今後の対応等については、次のとおりとします。

(1) 進行手順

- ① 重点的に取り組むべき地区や特徴的な取組を推進している地区等をモデル候補地として選定します。
- ② モデル候補地において、意識・実態調査等を実施し、その地域の課題等の実情把握に努めます。
- ③ その地域の課題解決に向け、地域の実情に即した有効な各種対策の検討を進めます。

- ④ モデル地区における施策の骨子等がまとまった段階で、安全なまちづくり推進委員会の意見や地域の住民，事業者，警察等関係機関との協議により，モデル地区の期間を設けて指定します。
- ⑤ モデル地区の活動については，事後評価等により施策の効果を測定します。
- ⑥ 効果が上がった事例等については，他の地区へも導入します。

(2) モデル地区の今後の対応

他の地区の先導的な役割であるモデル地区としての指定を解除した後も，その地域として解決すべき課題が残る場合は，「重点地区」として，引き続き，市，警察，地域及び学校等が連携し，課題解決に向けた推進体制を継続していくこととします。

なお，2011（平成23）年11月から2016（平成28）年12月末までモデル地区として指定した水戸駅南口周辺地区においては，犯罪抑止施策の重点的な取組を行い，「少年の非行防止」と「犯罪抑止」を組み合わせた防犯活動等に取り組んだ結果，犯罪認知件数は約4割減少しました。多くの人が利用する駅周辺でもあり，更に犯罪を抑止していく必要があることから，引き続き重点地区として対策を継続することとします。

水戸駅南口周辺地区の概要

○指定区域

水戸駅南口周辺地区（水戸駅南口交番管内）

○指定期間

平成23年11月1日から平成28年12月31日まで

○主な取組

- ・対策会議 46 団体

（水戸駅南口交番管内の防犯連絡員協議会，少年指導委員，自警団などの団体，水戸駅南口交番管内に所在地のある小・中学校，高等学校など）

- ・パトロール，防犯指導などを推進
- ・桜川堤防沿いに「ソーラー式防犯灯」2基を設置
- ・エクセルみなみ駐輪場の開設

○特徴的な取組

「少年の非行防止」と「犯罪抑止」を組み合わせた防犯活動

○施策の効果

犯罪認知件数が約4割減少

2011(平成23)年 651 件	⇒	2016(平成28)年 377 件
-------------------	---	-------------------

【1 こどもや高齢者等の安全確保】

こどもや高齢者等の防犯上配慮を要する者への安全対策の強化を図るため、防犯教育の充実や学校における安全管理の推進に努めるなど、こどもや高齢者等の安全確保対策を進めます。

(1) 防犯教育等の充実

① こどもたちの教育の充実

こどもたちを取り巻く社会環境は、成長過程であるこどもの人格形成に大きな影響を与えることから、こどもたちの各成長段階において、自ら身を守るための行動がとれるよう、SNSをはじめとするインターネット上での被害防止に向けた情報教育及び安全教育の充実を図ります。

また、こどもが誘拐や性犯罪などの被害に遭わないよう、防犯訓練を行うとともに、防犯ブザーの携行等を促進します。

② ニセ電話詐欺（特殊詐欺）対策の推進

高齢者がニセ電話詐欺（特殊詐欺）の被害に遭わないよう、詐欺を見破ることができる能力を醸成するため、継続して被害防止に関する広報活動や防犯講習会を開催するなど、各種対策を推進します。

③ 消費者教育の推進

消費者トラブルに遭わないための合理的な判断を行い、被害に遭った場合に適切に対処することができるよう消費者教育を推進します。

④ 青少年の健全育成の推進

学校や青少年育成団体、民間有志の協力を得て、青少年相談員による街頭補導を実施します。

⑤ 薬物乱用防止の広報啓発

覚醒剤、大麻、シンナー等の有機溶剤、危険ドラッグ等の薬物乱用、若者のオーバードーズ等を防止するため、青少年相談員等と連携を図りながら、街頭での声掛けやポスター掲示及び啓発物品の配布など、広報啓発活動に努めます。また、警察等と連携して、薬物乱用防止のための講習会等を実施します。

(2) 防犯上配慮を要する者の安全対策の強化，犯罪被害者の支援

① こどもの安全対策の強化

家庭や学校、警察等の関係機関との連携を強化し、犯罪情報等の相互共有に努め、犯罪の未然防止を図ります。

こどもが不審者に遭遇するなど危険を感じて避難してきたときの保護や雨宿り等の一時避難の対応を行う「こどもの安全守る家」の登録活動を進めます。

また、児童虐待が発見された際に適切な援助が出来るよう、関係機関との連絡体制の強化を図り、児童虐待の防止と早期発見、虐待被害に遭った子どもへの速やかな援助に努めます。

② 女性の安全対策の強化

女性に対するあらゆる形態の暴力を許さない社会づくりに向けて、関係機関、民間団体との連携強化を図るとともに、女性に対する盗撮や痴漢等の犯罪行為、性暴力、ドメスティック・バイオレンス（DV）等の防止に関する啓発活動を推進します。また、女性が被害者となる犯罪に関する相談・指導等の支援を行います。

③ 高齢者の安全対策の強化

高齢者と接する機会の多い民生委員、地域の団体・事業者で組織される「水戸市安心・安全見守り隊」と連携して、消費者被害等の犯罪被害の未然防止及び被害発生時の早期発見に努めます。

④ 障害者の安全対策の強化

障害者と接する機会の多い福祉関係者等と協力し、情報の共有等を図ることにより、犯罪被害の未然防止に努めます。

⑤ 犯罪被害者に対する支援

犯罪被害者の置かれた状況を広く市民に理解してもらうため、「犯罪被害者週間」等を活用し、広報啓発活動を展開します。

また、犯罪被害者の支援については、県、警察、いばらき被害者支援センターなどの関係機関との連携を図るとともに、市においても、庁内関係各課が協力・連携し、犯罪被害者が必要としている支援を提供出来るように努めます。

(3) 学校等における安全管理の推進

① 不審者対策の強化

不審者の侵入を防止するため、出入口の限定、門扉の施錠等の対策を推進するとともに、緊急時に備えて、地域や警察と連携しながら定期的な不審者対応訓練を実施します。

② 通学路の安全確保の推進

登下校時における子どもたちの安全を確保するため、通学路交通安全プログラム（第2次）に基づき、道路管理者や警察などの関係機関と連携し、通学路の安全点検を実施するとともに、交通安全施設の整備など、通学路の安全対策を推進します。

また、住んでいる地域の危険箇所等を記載した地域安全マップの作成や「こどもの安全を守る家」の所在地の周知に努めます。

さらに、登下校時の安全確保については、教職員やPTA、防犯ボランティア団体、スクールガード等の立哨活動、パトロールの充実を図ります。

③ 放課後児童の安全対策の推進

放課後に保護者が就労等で家庭にいないこどもの安全・安心な居場所づくりと健全育成を図るため、小学校の余裕教室等を活用した放課後学級の運営とともに、民間学童クラブの支援を推進します。

また、こどもの居場所として、市民センターに「こどもスペース」を開設し、こどもたちが勉強や遊びなど、自由に過ごせる場の提供を推進します。

【2 防犯力の高い地域・社会づくり】

地域における自主的な防犯対策の促進や防犯意識の向上を図るとともに、防犯組織の育成と支援を進めます。また、再犯防止に向けた取組の充実に努めるなど、防犯力の高い地域・社会づくりを進めます。

(1) 地域における防犯対策の強化

① 挨拶、声掛けの励行

犯罪のない安全で安心なまちをつくるためには、地域における人と人とのつながりを大切にし、相互に支え合い、協力していくことができる地域社会を形成していくことが大切です。

安全なまちづくりの基礎として、挨拶や声掛けなどを積極的に行い、地域全体でコミュニケーションを図ることで、安全で安心なまちづくりを進めます。

また、町内会・自治会への加入を促進するとともに、地域コミュニティ活動や自主防犯活動などの拠点として、市民センターの活用を促進します。

② ながらパトロールの促進

地域の防犯力を高めるため、市民によるパトロール活動を活発化し、誰でも無理なく参加しやすい「ながらパトロール」を促進します。

③ 事業者等との連携

地域における防犯活動の拡充に向け、事業者等にも「地域の安全は、地域自らが守る」という地域社会の一員としての意識啓発に努めます。

また、「こどもの安全を守る家」への登録や事業用車両による防犯活動など、事業者等による地域の防犯活動への積極的な参加を促進します。

さらに、関係機関と連携を図りながら、「青少年の健全育成に協力する店」の登録活動など社会環境向上活動を展開し、青少年の非行防止に努めます。

④ 青色防犯パトロールの促進

視認性の高い青色回転灯を装着した車両による防犯パトロールを促進するため、防犯協会等と連携し、防犯ボランティア団体などへ青色防犯パトロール車の導入に向けた働きかけを行います。

⑤ 繁華街における環境健全化活動

路上における違法な客引きやスカウト行為などを撲滅するため、地域住民、事業者、警察、市等が協働による繁華街における防犯パトロールをはじめ、様々な手法を用いた犯罪抑止対策などを行います。

また、本市を訪れる観光客が安心して水戸を楽しめるよう、環境健全化活動を推進します。

(2) 防犯意識の醸成

① 情報提供の充実

空き巣や自転車盗難、万引き等の窃盗犯等の身近な犯罪を減少させるためには、市民一人一人が自主的に犯罪の手口や防犯に関する知識を持つことが必要です。

身近な犯罪、ニセ電話詐欺（特殊詐欺）等の新たな犯罪の手口や被害防止対策等を広く市民に周知するため、広報みと、ホームページ、SNS等の各種広報媒体、市が主催するイベント等を通じて積極的に各種情報を発信します。また、最新の犯罪情報を取得できる茨城県警察の防犯アプリ「いばらきポリス」の普及に努めます。

さらに、不審者から子どもたちを守るため、保護者をはじめとする学校関係者等に対して、早急な情報提供に努めます。

② 人材の育成

市民が防犯活動に関心を持ち、「自らの安全は自ら守る」という意識を一層高められるよう、防犯に関する啓発活動や防犯教育等を推進できる人材の育成に努めます。

③ 啓発活動の推進

地域安全運動等と連動しながら、街頭での見守り活動や講演会などを実施するほか、市庁舎及び出先機関等でのポスターの掲示やチラシの配布など、あらゆる機会における広報啓発活動を推進します。

また、市、市民、事業者及び警察その他関係機関が一体となって犯罪を未然に防止していくための広報活動を積極的に実施します。

(3) 自主防犯活動の推進

① 防犯組織の育成と防犯活動の充実

各地で行われ成果を上げている様々な自主防犯活動の実施状況を調査し、各地区に紹介することにより、市民、ボランティア団体が新たに自主防犯活動を始める機運を醸成するとともに、既に行われている防犯活動についても一層の充実を図ります。

② 表彰制度の活用

安全なまちづくりを推進する機運を高め、ボランティア団体等による防犯活動の一層の充実を図るため、自主防犯活動やその他の活動において、安全なまちづくりに寄与したと認められる市民・事業者・団体等を積極的に表彰します。

(4) 再犯防止に向けた取組の強化

① 関係機関との連携強化

過去に罪を犯した人や非行に陥った青少年の立ち直りに向け、保護司、青少年相談員、学校、警察などの関係機関と連携した指導・支援を強化し、再犯や再非行の防止に努めます。

② 更生保護の理解と協力の確保

保護司をはじめとする更生保護ボランティアと連携し、講演会、シンポジウム、非行相談及び街頭補導活動などを通じて、更生保護に対する市民の理解を深めるとともに、更生のために必要な協力の確保に努めます。

③ 更生保護活動に対する支援

保護観察中に行う面談等について、更生保護活動を行うための拠点である更生保護サポートセンターを活用し、保護司の活動を支援します。

【3 犯罪を未然に防ぐ環境づくり】

防犯設備の拡充や防犯力の高い住宅・建築物、公共施設の整備等を推進するとともに、管理不十分な空き家・空き地対策の強化など、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。

(1) 防犯設備の充実

① 防犯灯の設置拡大

夜間の安全や犯罪の未然防止を図るため、町内会・自治会等が設置する防犯灯について、設置及び管理費の一部を補助する制度を継続するとともに、防犯灯の更なる設置を促進します。また、環境への負荷と地域の維持管理費の負担を軽減するため、防犯灯のLED化を促進します。

② 防犯カメラの設置拡大

多くの人が利用する駅周辺や犯罪が多く発生している箇所などに防犯カメラの設置を拡大するとともに、民間施設への設置を促進することで、犯罪の未然防止に努めます。

(2) 犯罪が起きにくい環境づくり

① 空き家・空き地の適正管理の促進

増加傾向にある管理が不十分な空き家・空き地については、地域環境の悪化につながり、空き巣被害や放火の恐れもあることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家等の所有者への助言・指導を行うとともに、相談会やセミナーの開催等により、管理意識の醸成に努めます。

② 不法投棄等防止対策の推進

不法投棄や不法な土地の埋立て等の防止のため、関係機関と連携したパトロールや通報体制を強化し、犯罪を誘発しないまちづくりを推進します。

③ 自転車の盗難、放置防止対策の推進

自転車の盗難防止のためのツーロック等の意識啓発や、自転車を駐車する際の駐車場の適正利用を推進するとともに、放置禁止区域内における啓発活動・放置自転車の撤去を引き続き実施します。

④ 環境美化の推進

犯罪が起きにくい環境をつくるため、生け垣等の設置を促進するとともに、花いっぱい運動や空き缶等のポイ捨て防止に関する啓発活動を行い、環境美化を推進します。

(3) 環境に配慮したまちの形成

① 防犯力の高いまちづくりの推進

日常生活の安全確保を図るためには、市民、ボランティア団体、事業者、市等がそれぞれの立場で取組を行うことが大切であることから、窓ガラスに貼付する防犯フィルムやセンサーライト等の防犯に配慮した設備の普及啓発に向けた情報提供などを推進し、住宅・建築物等の防犯対策を促進します。

② 公共施設の安全管理

公共施設の整備に当たっては、SDGsやユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、不審者や犯罪者から利用者の安全を守るため、公共施設への照明灯や防犯カメラ等の設置に努めます。

また、公共施設の駐車場・駐輪場での車上狙いや自転車盗難等の犯罪発生を防止するため、防犯に配慮した施設の管理運営を図ります。

③ 道路環境の整備

道路については、ガードレール、縁石等の設置による車道と歩道の分離、周囲からの見通しを考慮した街路樹、植栽帯等の配置と維持管理を進めるとともに、道路照明灯のLED化を推進して、明るさの向上を図るなど、夜間における歩行者等の交通安全対策と犯罪の未然防止に配慮した道路環境の整備に努めます。

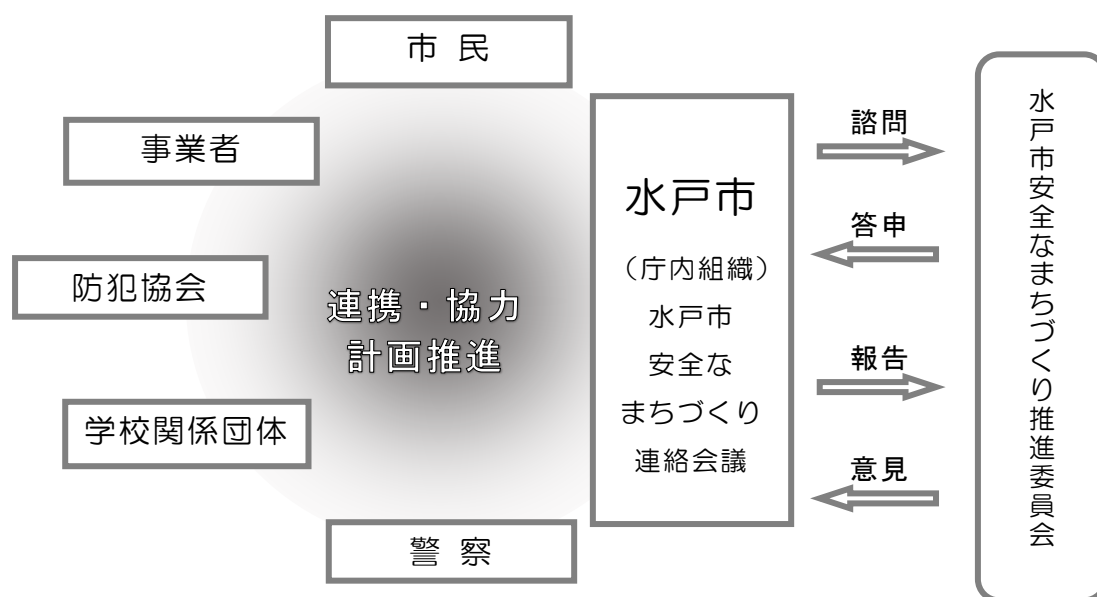
1 安全なまちづくり推進体制

安全なまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進に当たっては、関係機関の職員、関係団体の役員及び学識経験者で構成する「水戸市安全なまちづくり推進委員会」の意見を踏まえながら、市民、事業者をはじめ、防犯協会、学校関係団体及び警察等の関係機関などと相互に連携、協力し、円滑に進めます。

市は、地域における連帯意識の向上を図りながら、安全なまちづくりに関する施策を実施します。施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るとともに、意見の十分な反映に努めます。

市民は、安全なまちづくりを推進するために必要な知識の習得等に努めるとともに、市が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めます。

事業者は、土地、建物等の適正な管理及び事業活動における安全の確保に努めるとともに、地域や市が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めます。



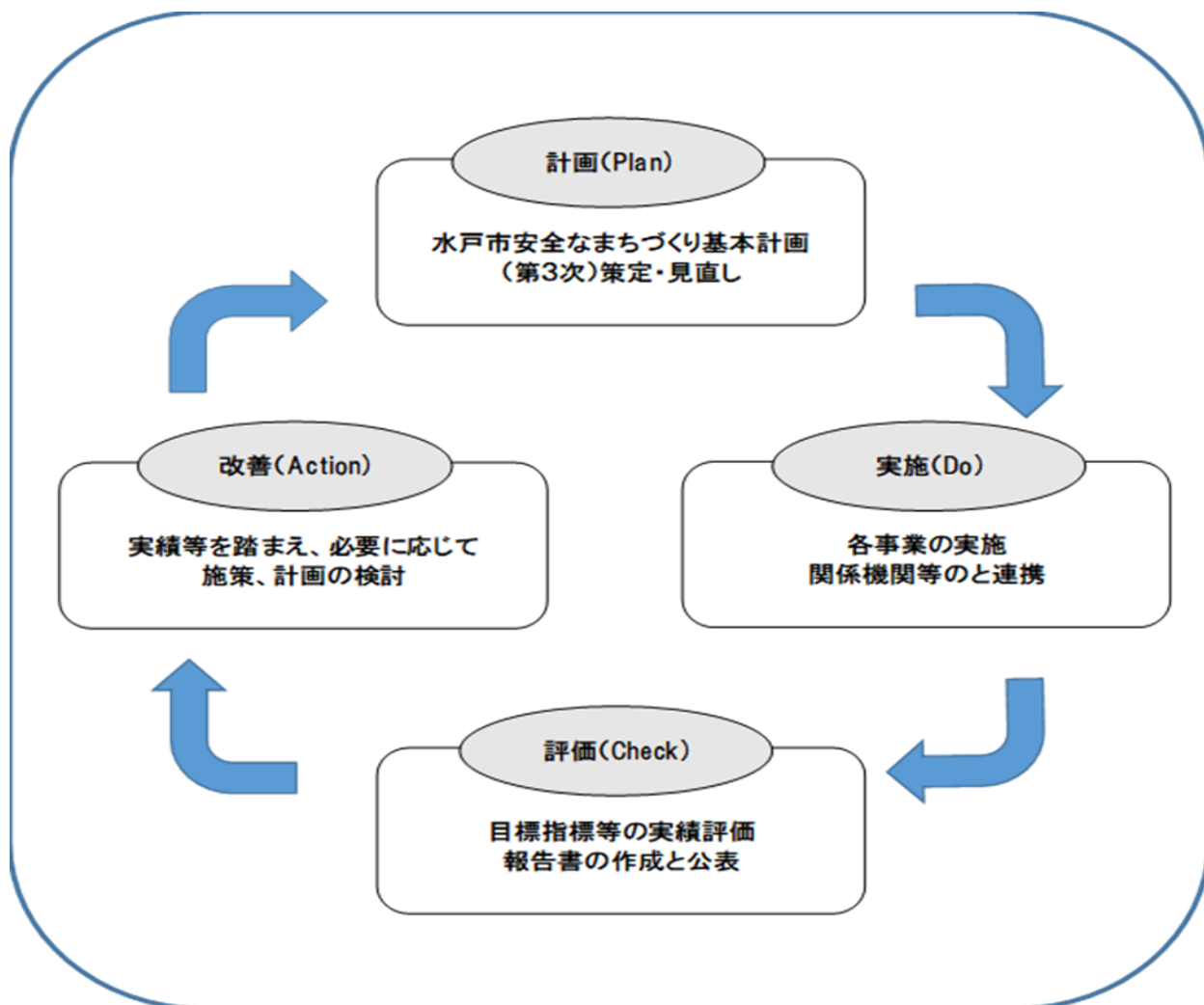
2 庁内推進体制

庁内の関係部課長で構成する「水戸市安全なまちづくり連絡会議」において、各部課間の合意形成及び連絡調整を行いながら、全庁的な体制で取り組みます。

3 年次報告，進行管理

安全なまちづくりに関する施策の実施状況等については，水戸市安全なまちづくり条例に基づき，毎年，報告書等を作成し，公表を行います。

また，計画の進捗状況を定期的に検証し，施策の見直しを図るなど，適切な進行管理に努めます。



用語集

行	用 語	説 明
あ行	空き巣ねらい	家人等が不在の住宅に侵入し，金品を盗むもの。
	居空き	家人等が在宅中の住宅に侵入し，金品を盗むもの。
	オートバイ盗	原動機を搭載した二輪車（原動機付自転車を含む。）を盗むもの。
	オーバードーズ	薬局やドラッグストア等で購入できる風邪薬や咳止めなどを，用法を超えて大量・頻回に服用すること。
か行	街頭犯罪	路上強盗・ひったくり・乗り物盗（自動車盗・オートバイ盗・自転車盗）・車上ねらい・部品ねらい・自動販売機ねらい，さらに，不同意性交・強制わいせつ・略取誘拐人身売買・暴行・傷害・恐喝のうち街頭で行われたもの。
	危険ドラッグ	覚醒剤や大麻等に化学構造を似せて合成された物質などが添加された物質。
	凶悪犯	殺人，強盗，放火，不同意性交等。
さ行	自転車盗	自転車（原動機付自転車を除く。）を盗むもの。
	自動車盗	自動車を盗むもの。
	忍込み	夜間家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入し，金品を盗むもの。
	住宅侵入窃盗	住宅に侵入し，金品を盗むもの。
	侵入犯罪	侵入強盗，侵入窃盗（空き巣・居空き・忍込み等）及び住居侵入。
	窃盗犯	他人の財物を盗むもの。
	その他の刑法犯	公務執行妨害，住居侵入，逮捕監禁，器物損壊等，凶悪犯・粗暴犯・窃盗犯・知能犯・風俗犯以外の刑法犯。
	粗暴犯	凶器準備集合，暴行，傷害，脅迫，恐喝。
た行	知能犯	詐欺，横領（占有離脱物横領を除く。），偽造，汚職，あっせん利得処罰法，背任。
な行	ながらパトロール	防犯パトロールの一形態で，犬の散歩やウォーキング等をしてしながら取り組む，日常生活に合わせて行う防犯パトロールのこと。
	乗り物盗	自動車，オートバイ，自転車等の乗り物を盗むもの。
は行	風俗犯	賭博，わいせつ。
ま行	モデル地区	水戸市安全なまちづくり条例（平成 16 年水戸市条例第 4 号）第 17 条に規定する交番・駐在所で管轄する区域。

水戸市安全なまちづくり条例

平成 16 年 3 月 30 日

水戸市条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、安全なまちづくりについて基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、安全なまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「安全なまちづくり」とは、犯罪による被害を未然に防止し、市民が安全かつ快適に生活することができる地域社会の形成をいう。

(基本理念)

第 3 条 安全なまちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を担い、かつ、密接な連携を図るとともに、地域における連帯意識を向上させることを旨として行わなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める安全なまちづくりに関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全なまちづくりに関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、安全なまちづくりに関する施策の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その実施に当たっては、市民及び事業者の理解及び協力を得るため必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活においては、安全なまちづくりのため必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、市が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その所有し、又は管理する土地、建物等の適正な管理及び事業活動における安全の確保に努めるとともに、市が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第 7 条 市長は、毎年、安全なまちづくりに関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に係る指針)

第 8 条 市は、安全なまちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(安全なまちづくり基本計画)

第 9 条 市長は、安全なまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安全なまちづくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 安全なまちづくりに関する長期的な目標及び施策の大綱

(2) その他安全なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ水戸市安全なまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。ただし、第18条を除く。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(連携体制の整備)

第10条 市は、安全なまちづくりに関する施策を推進するため、市民、事業者及び警察等関係機関との間に、連携体制を整備するものとする。

(協力の要請等)

第11条 市は、安全なまちづくりに関する施策を推進するため必要があると認めるときは、警察等関係機関に対し、協力を要請することができる。

2 市は、安全なまちづくりに関する施策を推進するため必要があると認めるときは、事業者と協定を締結し、その他の必要な措置を講ずるものとする。

(防犯組織に対する支援)

第12条 市は、地域における自主的な防犯組織(以下「防犯組織」という。)の育成を図るため、技術的な支援、財政的な支援その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(広報活動)

第13条 市は、市民及び事業者が安全なまちづくりに関する理解を深めるとともに、これらの者の自発的活動が促進されるように、広報活動の充実に努めるものとする。

(児童等に対する教育等)

第14条 市は、児童及び生徒(以下「児童等」という。)の安全なまちづくりに関する理解を深めるため、防犯に関する教育及び正しい規範意識の啓発の充実に努めるものとする。

(児童等の安全の確保)

第15条 市は、警察等関係機関の職員、児童等の保護者、防犯組織等の参加を求めて、学校等における児童等の安全を確保するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、通学等の用に供している道路等及び日常生活において利用している公園等の管理者、地域の住民、児童等の保護者並びに学校等の管理者と連携して、当該通学路等における児童等の安全を確保するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設整備の推進)

第16条 市は、道路、公園その他の公共的施設の整備に当たっては、市民の安全を確保するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(安全なまちづくりモデル地区)

第 17 条 市長は、安全なまちづくりを推進するため必要があると認める区域を、安全なまちづくりモデル地区（以下「モデル地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、モデル地区の指定をし、又は指定の解除をしようとするときは、委員会の意見を聴くとともに、必要に応じて当該モデル地区の市民、事業者及び警察等関係機関と協議するものとする。

3 市長は、モデル地区を指定したときは、これを公表しなければならない。指定を解除するときも、また、同様とする。

(安全なまちづくり推進委員会)

第 18 条 安全なまちづくりに関する施策を推進するため、水戸市安全なまちづくり推進委員会を置く。

(組織等)

第 19 条 委員会は、関係機関の職員、団体の役職員、学識経験者及び市民のうちから、市長が委嘱する 15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、委員会の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 20 条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができないものとし、委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 21 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 22 条 委員会の庶務は、市民協働部において行う。

(補則)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(水戸市安全なまちづくり推進委員会条例の廃止)

2 水戸市安全なまちづくり推進委員会条例（平成 15 年水戸市条例第 3 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の水戸市安全なまちづくり推進委員会条例第3条の規定により委嘱されている委員は、この条例第19条第1項の規定により委嘱されたものとみなす。
- 4 前項の規定により委嘱されたとみなされる委員の任期は、この条例第19条第2項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

付 則 (平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

水戸市安全なまちづくり推進委員会委員名簿

(敬称略)

No	団 体	役 職	氏 名
1	水戸地区自警団連絡協議会	会長	荻野 行広
2	水戸地区防犯連絡員協議会	酒門分会長	鎌田 忠雄
3	水戸地区少年警察ボランティア連絡会	会長	中山 英樹
4	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	常任理事	江口 孝史
5	水戸市高齢者クラブ連合会	会長	(岡田 浩)
			内田 武士
6	水戸商工会議所女性会		島田 弘子
7	水戸市青少年育成推進会議	会長	坏 哲男
8	水戸市地域女性団体連絡会	会長	林 由香里
9	水戸市議会議員	総務環境委員会	(佐藤 昭雄)
			土田 記代美
10	常磐大学	教授	千手 正治
11	茨城県水戸警察署	生活安全課長	(江面 祐一)
			白田 貢
12	水戸市学校・警察連絡協議会	幹事校	(向後 裕多)
			田口 敬二
13	水戸市学校長会	会長	(志賀 正章)
			大芝 静香
14	水戸地区保護司会	犯罪予防部長	井上 泰修
15	公募委員		藤田 絹代

※委員は令和6年11月現在

※()内は前任の委員

主な経過

令和5年7月	安全なまちづくり連絡会議	水戸市安全なまちづくり基本計画 第3次策定基本方針について
令和5年7月	政策会議	基本方針について
令和5年9月	安全なまちづくり推進委員会	主要事業の検討
令和5年12月	安全なまちづくり推進委員会	施策の体系の検討
令和6年2月	安全なまちづくり連絡会議	計画（素案）の検討
令和6年2月	安全なまちづくり推進委員会	計画（素案）の検討
令和6年4月	意見公募	
令和6年6月	安全なまちづくり推進委員会	答申
令和6年6月	庁議	水戸市安全なまちづくり基本計画(第3次)素案の決定

水戸市安全なまちづくり基本計画（第3次）

水 戸 市
令和6年12月

事務局

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号

水戸市 市民協働部 生活安全課

T E L 029-224-1111（代表）

T E L 029-224-1113（直通）

F A X 029-232-9238

ホームページ www.city.mito.ig.jp